様式第１

一般競争入札参加申込書

令和　　　年　　　月　　　日

豊橋市長　浅井　由崇　様

　　　　　　　　　　　　　　申込人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（委任状を提出した場合は受任者を記載）

　令和6年3月4日公告の自動販売機設置に係る市有財産の貸付を目的とする一般競争入札について、入札説明書における入札参加資格を満たすので、下記案件の入札参加を申し込みます。

　申込みにあたり、豊橋市税の納税状況及び法人にあっては「法人等の設立等異動申告書」の提出があることを豊橋市が確認することに同意します。

　なお、添付書類の内容については、事実と相違ないこと及び豊橋市契約規則第17条の2の談合その他の不正行為に基づく入札を行わないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 参加を希望する案件について、入札説明書に記載の番号を記入してください。 |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　＜担当者＞　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　　　　＜添付書類＞□委任状（様式２）（必要な場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□履歴事項全部証明書（法人）又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住民票（個人）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□実績を証明する書類

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□納税証明書（国税・県税）

様式第２

委　任　状

令和　　　年　　　月　　　日

豊橋市長　浅井　由崇　様

　　　　　　　　　　　　　　委任者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者名

　私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

　　　　　　　　　　　　　　受任者　住　　所　　豊橋市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者名

記

　　１．自動販売機設置に係る市有財産の貸付を目的とする一般競争入札参加申込に関すること

　　２．入札及び見積に関する一切の権限

　　３．契約の締結、変更及び解除に関すること

　　４．契約の履行に関すること

　　５．前各号に付帯する一切のこと

※豊橋市外の入札参加者が、豊橋市内にある支店又は営業所等に対して、一般競争入札参加申込書の提出等を委任する場合に提出することができる。

※一般競争入札参加申込書の提出等を入札参加者（本人）が行い、単にその他の者が使者として書類の持参等を行うのみである場合は、委任状は不要とする。

様式第３

質　疑　書

令和　　　年　　　月　　　日

豊橋市長　浅井　由崇　様

　　　　　　　　　　　　　　申込人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（委任状を提出した場合は受任者を記載）

　令和6年3月4日公告の自動販売機設置に係る市有財産の貸付を目的とする一般競争入札について、下記のとおり質問します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 |  |
| 施設名 |  |
| 質問内容 |  |

　　　　　　　　　　　　　　＜担当者＞　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

※令和6年3月8日（金）午後5時00分までに、豊橋市役所みなと振興課にＦＡＸにより送信し、必ず電話にて到達確認を行うこと。

　　　　　　　　　　　　　　　豊橋市役所みなと振興課　電　話　0532-34-3710

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＦＡＸ　0532-34-0172

様式第４

入　札　書

令和　　　年　　　月　　　日

豊橋市長　浅井　由崇　様

　　　　　　　　　　　　　　入札者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（委任状を提出した場合は受任者を記載）

　豊橋市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 施　設　名 | 金　額 | | | | | | | |
| 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 1 | ポートインフォメーションセンター |  |  |  |  |  |  |  |  |

　ただし、自動販売機設置に係る市有財産の貸付料として

　この入札は、豊橋市契約規則第17条の2の談合その他の不正行為に基づき行うものではないことを誓約します。

注１：金額の数字は算用数字を用い、頭に「金又は￥」の文字を記入すること。また、金額の訂正を行わないこと。

注２：落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費性に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

注３：二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒には入札者名、所在地、案件番号を記載したうえで、提出（持参又は郵送）すること。

様式第５

**市 有 財 産 一 時 使 用 契 約 書**

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　賃貸人　豊橋市今橋町１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊橋市長　浅　井　由　崇

　　　　　　　　　　　　　　賃借人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　賃貸人と賃借人とは、下記財産について、次の条項（項目）により市有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第40条（財産が建物の場合）又は第25条（財産が土地の場合）に定める一時使用）を締結する。

　この契約を証するため、契約書２通を作成し、互いに記名押印してそれぞれ１通を所持する。

記

　財産の表示

　　施設名称

　　所 在 地

　　賃貸箇所

　　面　　積

契約条項（項目）

（信義誠実等の義務）

第１条　賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（使用目的）

第２条　賃借人は、表記財産（以下「貸付物件」という。）を「自動販売機の設置場所」の用途に自ら使用しなければならない。

（一時使用期間）

第３条　一時使用期間は、令和６年４月１０日から令和８年３月３１日までとする。

（貸付料）

第４条　貸付料は、金　　　円とする。

　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　円（貸付物件が建物の場合）

（貸付料の納付）

第５条　賃借人は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、賃貸人の発行する納入通知書により豊橋市指定金融機関又は収納代理金融機関へ納付しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 納付金額 | 納入期限 |
| 令和　年度 | 円 | 年　　月　　日 |
| 令和　年度 | 円 | 年　　月　　日 |

２　消費税法（昭和63年法律第108号）の改正によって消費税率に変動が生じた場合は、前条に定める貸付料から相当額を加減することとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税率に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（電気料の納付）

第６条　賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

２　賃貸人は、施設全体の前月電気使用料に基づき当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付するものとする。

３　賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に電気料を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第７条　賃借人は、賃貸人の指定した納期限までに貸付料及び電気料を納付しない場合には、当該期日の翌日から納付した日までの期間について年２．５パーセントの割合により算定した遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。

２　前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又はその損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（遅延利息率等の変更）

第８条　前条第１項に定める遅延損害金及び第20条に定める談合その他の不正行為の場合における賠償金の利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が決定した率に改正があった場合、その適用日から財務大臣が決定した率に読み替えるものとする。

（貸付物件の引渡し）

第９条　賃貸人は、第３条に定める一時使用期間の初日に貸付物件を賃借人に引渡すものとする。

（契約不適合責任）

第１０条　賃借人は、本契約を締結した後、貸付物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免又は損害賠償等の請求をすることができない。

（権利譲渡等の禁止）

第１１条　賃借人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

（原状変更の制限）

第１２条　賃借人は、貸付物件の用途及び原状を変更することはできないものとする。ただし、賃貸人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（修繕義務等）

第１３条　賃借人は、貸付物件の維持管理、火災予防等に万全を期するものとする。

２　賃貸人は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良等その他の行為をするための支出する経費はすべて賃借人の負担とする。

（滅失又はき損等の通知）

第１４条　賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知しなければならない。

（使用上の損傷等）

第１５条　賃借人は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において、賃貸人が要求したときは自己の負担において原状に回復しなければならない。

（実地調査等）

第１６条　賃貸人は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、賃借人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

２　賃貸人は、賃借人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、賃借人に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

３　賃借人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

（契約保証金）

第１７条　契約保証金は免除する。

（契約の解除）

第１８条　賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、賃借人の責に帰する事由により契約を解除したときは、既納の貸付料は返還しない。

　⑴　賃借人が本契約に定める義務を履行しないとき。

　⑵　賃貸人において、公用又は公共用に供するために必要があるとき。

　⑶　賃借人が貸付料及び電気料を納付期限後３か月以上経過してもなお支払わないとき。

　⑷　賃借人が第３条に定める一時使用期間において、相当の期間を経過してもなお貸付物件をその用途に供せず、又は貸付物件をその用途に供した後、その用途を廃止したとき。

　⑸　契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。

　⑹　賃借人から解約の申入れがあったとき。

　⑺　その他、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

（談合その他不正行為に係る解除）

第１９条　賃貸人は、賃借人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため賃借人に損害が生じても、賃貸人はその責を負わないものとする。

　⑴　賃借人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃借人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃借人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

　⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃借人又は賃借人が構成事業者である事業者団体（以下「賃借人等」という。）に対して行われたときは、賃借人等に対する命令で確定したものをいい、賃借人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

　⑶　納付命令又は排除措置命令により、賃借人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃借人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為があったとされた期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

　⑷　賃借人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

　⑸　賃借人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第２０条　賃借人は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、賃貸人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額（損害の額が契約金額の10分の2に相当する額を超える場合は、当該損害の額）に、契約金額の支払が完了した日から年２．５パーセントの割合による利息を付して、賃貸人が指定する期限までに支払わなければならない。賃借人がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、賃貸人が契約の性質上賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

（暴力団等排除に係る解除）

第２１条　賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができるものとし、このため賃借人に損害が生じても、賃貸人はその責めを負わないものとする。

　⑴　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

　⑵　暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

　⑶　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

　⑷　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　⑸　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　⑹　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２　賃貸人は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた賃貸人の損害の賠償を賃借人に請求することができる。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第２２条　賃借人は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、賃貸人に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

２　賃借人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。

（貸付物件の返還）

第２３条　一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了したときは、賃借人は貸付物件を賃貸人の指定する期日までに原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。

２　賃借人は、前項の定めにより貸付物件を返還する場合には、７日前までにその旨を賃貸人に届け出て、検査を受けなければならない。

（貸付料の返還）

第２４条　賃貸人は、第18条第2号の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、賃借人が貸付物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

（損害賠償）

第２５条　賃借人は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。ただし、第15条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

２　前項における場合のほか、賃借人は本契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第２６条　賃借人は、第23条の規定により貸付物件を返還する場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求しないものとする。

（契約の費用）

第２７条　本契約に要する費用は、賃借人の負担とする。

（規則の適用）

第２８条　本契約に定めるもののほか、豊橋市財産管理規則（昭和39年規則第10号）の定めるところによる。

（契約の更新等）

第２９条　本契約は、第3条に定める一時使用期間の満了時において、本契約の更新又は一時使用期間の延長は行わないものとする。

（疑義の決定）

第３０条　本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項が生じたときは、賃貸人及び賃借人が協議して定めるものとする。